

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	マイクロプログラム・ドジンステム導入計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との交換公文	マイクロプログラム・ドジンステム導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,573,000千円 H29.1.31まで (注2)	H25.3.21 ヌクアロ フアで (同日) (注3)	日本側 葉室和親在トンガ 大使 トウイバカノ首 トンガ側 トウイバカノ首 相兼外務貿易大臣兼防衛 大臣兼情報通信大臣	H25.4.10 127号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。